

議案第 98 号

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第 23 条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等が 5,000 万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の特例について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲)

第 2 条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 3 号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 2 項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）第 54 条の規定にかかわらず、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条の規定により固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から 3 箇年度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例の廃止)
- 2 松阪市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の特例に関する条例(平成17年条例第111号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の旧条例の規定による固定資産税の課税免除の措置は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。